

電波法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第四章 雑則</p> <p>第四節 提出書類（第五十二条―第五十二条の三）</p> <p>（免許状等記載事項を公表しない無線局）</p> <p>第十一条の二 法第二十五条第一項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるもの（第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）とする。</p> <p>一 十八 （略）</p> <p>（混信又はふくそうに関する調査のために提供する情報）</p> <p>第十一条の三 法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものは、別表第二号の二の二のおりとする。ただし、第十一条の二第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する無線局（第十条の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）のもの並びに同条第七号、第八号及び第十号に規定する無線局のうち一〇未滿の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。</p>	<p>目次</p> <p>第四章 雑則</p> <p>第四節 提出書類（第五十二条・第五十二条の二）</p> <p>（免許状等記載事項を公表しない無線局）</p> <p>第十一条の二 法第二十五条第一項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるもの（第十条の二第二号から第六号までに掲げる無線局及び非常局を除く。）とする。</p> <p>一 十八 （略）</p> <p>（混信又はふくそうに関する調査のために提供する情報）</p> <p>第十一条の三 法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものは、別表第二号の二の二のおりとする。ただし、第十一条の二第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する無線局（第十条の二第二号から第六号までに掲げる無線局及び非常局を除く。）のもの並びに同条第七号、第八号及び第十号に規定する無線局のうち一〇未滿の周波数を使用する無線局の</p>

(地球局の送信空中線の最小仰角)

第三十二条 地球局(宇宙無線通信を行う実験試験局を含む。以下同じ。)の送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号の規定する値でなければならない。

一 深宇宙(地球からの距離が二百万キロメートル以上である宇宙をいう。以下同じ。)に係る宇宙研究業務(科学又は技術に関する研究又は調査のための宇宙無線通信の業務をいう。以下同じ。)を行うとき 一〇度以上

二・三 (略)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
一 船舶局及び船舶地球局	(一) 免許状 (二) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの及び免許規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し)(1) (三) 免許規則第十二条(同規則第二十五条第一項

ものについては、この限りでない。

(地球局の送信空中線の最小仰角)

第三十二条 (同上)

一 深宇宙(地球からの距離が地球と月との距離にほとんど等しいか又はこれ以上である宇宙をいう。)に係る宇宙研究業務(科学又は技術に関する研究又は調査のための宇宙無線通信の業務をいう。以下同じ。)を行うとき 一〇度以上

二・三 (略)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 (同上)

無線局	業務書類
一 (同上)	(一) (同上) (二) 法及びこれに基づく命令の集録(3) (三) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの及び免許規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し)(2) (四) 免許規則第十二条(同規則第二十五条第一項

において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許後における変更に係るもの)(1)

(四) 第四十三条第一項の届書の写し(2)(船舶局の場合に限る。)

(五) 無線従事者選解任届の写し(2)

(六) 海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表(3)(義務船舶局等の場合に限る。)

(七) 海岸局の局名録(3)(国際航海に従事する船舶の義務船舶局等の場合に限る。)

(八) 船舶局の局名録(3)(義務船舶局等の場合に限る。)

(九) 無線測位局及び特別業務の局の局名録(3)(義務船舶局等の場合に限る。)

(十) 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧(3)(国際通信を行う船舶局及び船舶地球局の場合に限る。)

(十一) 第四十三条第二項の届書の写し(2)(船舶地球局の場合に限る。)

(十二) 法第三十五条各号の措置に応じて総務大臣

において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許後における変更に係るもの)(2)

(五) 第四十三条第一項の届書の写し(3)(船舶局の場合に限る。)

(六) 無線従事者選解任届の写し(3)

(七) 海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表(1)(義務船舶局等の場合に限る。)

(八) 海岸局の局名録(1)(国際航海に従事する船舶の義務船舶局等の場合に限る。)

(九) 船舶局の局名録(1)(義務船舶局等の場合に限る。)

(十) 無線測位局及び特別業務の局の局名録(1)(義務船舶局等の場合に限る。)

(十一) 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧(1)(国際通信を行う船舶局及び船舶地球局の場合に限る。)

(十二) 第四十三条第二項の届書の写し(3)(船舶地球局の場合に限る。)

(十三) 法第三十五条各号の措置に応じて総務大臣

二 海岸局及び海岸地球局	<p>が別に告示する書類(2)(同条の措置をとらなければならぬ義務船舶局等の場合に限る。)</p> <p>(一) 免許状</p> <p>(二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1)</p> <p>(三) 一の項の(六)から(八)までに掲げる書類(2)(三)(二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用する海岸局にあつては、電気通信業務用又は港務用の海岸局の場合に限る。)</p> <p>(四) 一の項の(十)に掲げる書類(2)(3)(国際通信を行う海岸局及び海岸地球局の場合に限る。)</p>	三 航空機局及び航空機地球局(航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。)	<p>(一) 免許状</p> <p>(二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1)</p> <p>(三) 一の項の(四)に掲げる書類(2)(航空機地球局にあつては、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外の場合に限る。)</p> <p>(四) 通信憲章、通信条約及び無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続(2)(国際通信を行う航空機局及び航空機地球局の場合に限る。)</p> <p>(五) 一の項の(七)に掲げる書類(2)(電気通信業務を行うことを目的とする航空機地球局の場合に限る。)</p>
二 (同上)	<p>が別に告示する書類(3)(同条の措置をとらなければならぬ義務船舶局等の場合に限る。)</p> <p>(一) (同上)</p> <p>(二) 一の項の(二)に掲げる書類(3)</p> <p>(三) 一の項の(三)及び(四)に掲げる書類(2)</p> <p>(四) 一の項の(七)から(九)までに掲げる書類(1)(三)(二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用する海岸局にあつては、電気通信業務用又は港務用の海岸局の場合に限る。)</p> <p>(五) 一の項の(十一)に掲げる書類(1)(3)(国際通信を行う海岸局及び海岸地球局の場合に限る。)</p>	三 (同上)	<p>(一) (同上)</p> <p>(二) 一の項の(二)に掲げる書類(3)</p> <p>(三) 一の項の(三)及び(四)に掲げる書類(2)</p> <p>(四) 一の項の(五)に掲げる書類(3)(航空機地球局にあつては、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外の場合に限る。)</p> <p>(五) 通信憲章、通信条約及び無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続(3)(国際通信を行う航空機局及び航空機地球局の場合に限る。)</p> <p>(六) 一の項の(八)に掲げる書類(3)(電気通信業務を行うことを目的とする航空機地球局の場合に限る。)</p>

<p>六 陸上移動局、 携帯局、航空 機地球局(二三の 項に掲げる航</p>		<p>四 航空局及び 航空地球局(航 空機の安全運 航又は正常運 航に関する通 信を行うもの に限る。)</p>
<p>免許状</p>	<p>(一) 免許状</p> <p>(二) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの)(1)(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局(以下この項において「人工衛星等のアマチュア局」という。))の場合に限る。)</p> <p>(三) 一の項の(三)に掲げる書類(1)(人工衛星等のアマチュア局の場合に限る。)</p>	<p>限る。)</p> <p>(一) 免許状</p> <p>(二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1)</p> <p>(三) 三の項の(四)に掲げる書類(2)(国際通信を行う航空局及び航空地球局の場合に限る。)</p>

<p>六 (同上)</p>		<p>四 (同上)</p>
<p>(同上)</p>	<p>(一) (同上)</p> <p>(二) 一の項の(二)に掲げる書類(3)</p> <p>(三) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの)(2)(人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局(以下この項において「人工衛星等のアマチュア局」という。))の場合に限る。)</p> <p>(四) 一の項の(四)に掲げる書類(2)(人工衛星等のアマチュア局の場合に限る。)</p>	<p>限る。)</p> <p>(一) (同上)</p> <p>(二) 一の項の(二)に掲げる書類(3)</p> <p>(三) 一の項の(三)及び(四)に掲げる書類(2)</p> <p>(四) 三の項の(五)に掲げる書類(3)(国際通信を行う航空局及び航空地球局の場合に限る。)</p>

八 遭難自動通	七 放送局	空機地球局を除く。)、携帯移動地球局、パーソナル無線、無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局
(一) 免許状	<p>(一) 免許状</p> <p>(二) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の規定により無線局事項書の記載を省略した部分を有する無線局事項書(その記載を省略した部分のみものとする。))及び同規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し(1)</p> <p>(三) 一の項の(三)に掲げる書類(1)</p>	
八 (同上)	七 (同上)	
(一) (同上)	<p>(一) (同上)</p> <p>(二) 法及びこれに基づく命令の集録(3)(無人方式の無線設備の無線局以外の無線局に限る。)</p> <p>(三) 無線局の免許の申請書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあつては、最近の再免許の申請に係るもの並びに免許規則第十六条の規定により無線局事項書の記載を省略した部分を有する無線局事項書(その記載を省略した部分のみものとする。))及び同規則第十八条の二の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し(2)</p> <p>(四) 一の項の(四)に掲げる書類(2)</p>	

報局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	(二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1) (三) 一の項の(七)に掲げる書類(2)(遭難自動通報局及び無線航行移動局の場合に限る。)
九 その他の無線局	(一) 免許状 (二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1)(簡易無線局の場合を除く。)

注一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項(同規則第十二条第三項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの(同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。)とする。この場合において、当該書類が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記

九 (同上)	(二) 一の項の(三)及び(四)に掲げる書類(2) (三) 一の項の(七)に掲げる書類(3)(遭難自動通報局及び無線航行移動局の場合に限る。)
九 (同上)	(一) (同上) (二) 法及びこれに基づく命令の集録(3)(無人方式の無線設備の無線局及び第三十三条第七号に規定する無線設備の無線局以外の無線局の場合に限る。) (三) 一の項の(三)及び(四)に掲げる書類(2)(簡易無線局の場合を除く。)

注一 (1)を付した書類は、無線通信規則付録第十六号に掲げる書類とする。
二 (2)を付した書類は、免許規則第八条第二項(同規則第十二条第五項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとする。この場合において、当該書類が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録されたものであるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けてお

<p>3 船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソ</p>	<p>録されたものであるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。</p> <p>二 (2)を付した書類及び(3)を付した書類(第五項に規定する総務大臣の認定するものを含む。)については、電磁的方法により記録されたものとする。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。</p> <p>三 (3)を付した書類は、無線通信規則付録第十六号に掲げる書類とする。</p>
<p>3 船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局(ラジオ・ブイの無線局を除く。)、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設する</p>	<p>なければならぬ。</p> <p>三 第六項第二号、第三号及び第四号に掲げる無線局が備え付けておかなければならない書類のうち(1)を付した書類(同項に規定する総務大臣の認定するものを含む。)&及び(3)を付した書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。</p> <p>二 前項の免許状は、主たる送信装置のある場所(船舶局にあつては通信室内、ラジオゾンデ又はラジオ・ブイの無線局にあつてはその常置場所とする。)(の見やすい箇所(自動車に搭載して使用するパーソナル無線にあつては、総務大臣が別に告示する箇所とする。))に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。</p>

<p>ナル無線を除く。)若しくは気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(V S A T地球局(包括免許に係るものを除く。)にあつては、当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)の無線設備の設置場所とし、包括免許に係る特定無線局にあつては、その局の包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所とする。)に第一項の免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証券を備え付けなければならない。ただし、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局及びV S A T地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局その他総務大臣が告示する無線局については、当該証券の備付けを要しない。</p>	<p>ものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。)若しくは気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(V S A T地球局(包括免許に係るものを除く。)にあつては、当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)の無線設備の設置場所とし、包括免許に係る特定無線局にあつては、その局の包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所とする。)に第一項の免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証券を備え付けなければならない。ただし、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局及びV S A T地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局(航空機地球局を除く。)については、当該証券の備付けを要しない。</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 第一項の規定により無線局に備え付けておかなければならない法及びこれに基づく命令の集録で、アマチュア局、簡易無線局その他総務大臣が別に告示する無線局に係るものについては、総務大臣の認定する抄録をもつてこれに代えることができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>
<p>6 電子申請等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。))第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理</p>	<p>7 第一項及び第五項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるもの(当該書類の写しを含む。以下この項において「添付書類等」という。)については、行政手</p>

<p>組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）により、第一項及び第四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録（総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）を必要に応じ直ちに表示することができる方法（当該書類に係る電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局については、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別に告示する方法）をもつて、当該書類（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し）の備付けとすることができる。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>7 登録局に備え付けておかなければならない書類は、前各項の規定にかかわらず、登録状とする。</p>	<p>続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して添付書類等に係る電磁的記録を提出した場合にあつては、当該無線局に備え付けることを要しない。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>8 登録局に備え付けておかなければならない書類は、前各項の規定にかかわらず、登録状並びに法及びこれに基づく命令の集録（構内無線局の場合は、登録状）とする。この場合において、法及びこれに基づく命令の集録が電磁的方法により記録されたものであるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示できる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>9 (略)</p>
<p>第三十八条の三（略）</p> <p>2 前項の場合において、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、同一の免許人等に属する一の無線局</p>	<p>第三十八条の三（略）</p> <p>2 前項の場合において、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるもの（登録局にあつては、法及びこれに基づく命令の</p>

に備え付けたものを共用することができる。

3～5 (略)

(無線業務日誌)

第四十条 法第六十条に規定する無線業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長において特に必要がないと認めた場合は、記載の一部を省略することができる。

一・二 (略)

三 非常局

(1) 第一号(1)に掲げる事項

集録)については、同一の免許人等に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。

3～5 (略)

(無線業務日誌)

第四十条 (同上)

一・二 (略)

三 前二号に掲げる無線局以外の無線局

(1) (同上)

(2) 一日の延べ通信時間又は通信回数(法第七十四条第一項に規定する通信を行った場合並びに固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、無線標定業務の無線局、無線標識局、地球局(放送衛星局、放送試験衛星局又は放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を通信の相手方とするものを除く。)、人工衛星局(放送衛星局、放送試験衛星局又は放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を除く。)、標準周波数局及び特別業務の局(A三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局に限る。))がその他の通信を行った場合を除く。)

<p>(2) 法第七十四条第一項に規定する通信の実施状況の詳細及びこれに対する措置の内容</p> <p>(3) (5) (略)</p> <p>2 次の各号の無線局の無線業務日誌には、前項第一号又は第三号に掲げる事項(同項ただし書の規定により省略した事項を除く。)のほか、それぞれ当該各号に掲げる事項を併せて記載しなければならぬ。ただし、総務大臣又は総合通信局長において特に必要がないと認められた場合は、記載事項の一部を省略することができる。</p> <p>一 四の二 (略)</p>	<p>(3) 法第七十四条第一項に規定する通信の実施状況</p> <p>(4) (6) (略)</p> <p>2 (同上)</p> <p>一 四の二 (略)</p> <p>五 実験試験局 実験、試験又は調査の方法、経過及び結果並びに移動する局にあつては、移動の概要</p> <p>六 実用化試験局 実用化試験の方法、経過及び結果並びに移動する局にあつては、移動の概要</p> <p>3 4 (略)</p>
<p>3 4 (略)</p> <p>第三章 高周波利用設備 (備付けを要する書類)</p> <p>第四十五条の三 高周波利用設備の設置者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所(移動する設備の場合にあつてはその常置場所)に備え付けておかなければならない。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>2 3 (略)</p>	<p>第三章 高周波利用設備 (備付けを要する書類)</p> <p>第四十五条の三 (同上)</p> <p>一 二 (略)</p> <p>2 3 (略)</p>

<p>4 第三十八条第六項（各号を除く。）の規定は、電子申請等により第一項第二号に規定する添付書類又は第二項の書類の電磁的記録を提出した高周波利用設備に準用する。この場合において、第三十八条第六項中「第一項及び第四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるもの」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号に規定する添付書類又は第二項の書類」と、「した無線局」とあるのは「した高周波利用設備」と、「である無線局」とあるのは「である高周波利用設備」と、「第一号から第四号まで」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号」と読み替えるものとする。</p> <p>第四章 雑則</p> <p>第二節の四 手数料等の徴収 （手数料を納付する場合の特例）</p> <p>第五十一条の九の二 手数料令第二十一条第一項の総務省令で定める場合は、電子申請等により次の各号に掲げる申請等をする場合とする。</p> <p>一 十六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第四章 雑則</p> <p>第二節の四 手数料等の徴収 （手数料を納付する場合の特例）</p> <p>第五十一条の九の二 手数料令第二十一条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次の各号に掲げる申請等をする場合とする。</p> <p>一 十六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>第四節 提出書類 （書類の提出）</p> <p>第五十二条 （略） （電磁的方法により記録することができる提出書類等）</p>	<p>第四節 提出書類 （書類の提出）</p> <p>第五十二条 （略） （電磁的方法により記録することができる提出書類等）</p>

第五十二条の二 (略)

(電子申請等の場合の添付書類等の提出)

第五十二条の三 法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出を電子申請等により行う場合において、当該申請又は届出に添付することとされている書類等(当該書類等に記載すべき事項について総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電子申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して記録することとされているものを除く。)があるときは、当該書類等の提出は、免許状、免許証その他の総務大臣が別に告示するものを除き、当該書類等をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を当該申請又は届出に併せて送信することにより行うことができる。

2 前項の規定により電磁的記録を送信した者は、当該電磁的記録を送信した日から二年間(この間に当該申請又は届出に係る許認可等の有効期間が満了する場合は、当該有効期間が満了する日までの間)、前項の規定により読み取つた書類等を保存しなければならぬ。ただし、当該書類等が、電子申請等をした者が当該申請又は届出のために自ら作成したものであるときは、この限りでない。

3 総務大臣は、第一項の規定により送信された電磁的記録に疑義があるとき又は判読することができないときは、当該電磁的記録を送信した者に対して、期限を定めて、前項の規定により保存する書類等の提出を求めることができる。

別表第二号 変更検査を要しない場合(第十条の四関係)

第五十二条の二 (略)

別表第二号 変更検査を要しない場合(第十条の四関係)

<p>一 (略)</p> <p>二 無線設備の変更の工事のうち第十条第二項の規定により軽微なものとされるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合</p> <p>(1) (12) (略)</p> <p>(13) 同一人に属する二以上の無線局で無線設備の設置場所又は常置場所が同一の総合通信局の管轄区域内にあるものにおいて、その一の無線局の無線設備と同一規格の予備の無線設備(空中線系については、同一型式とする。)の各装置を他の無線局の予備の無線設備の装置として共通に使用する場合における当該他の無線局の無線設備の変更の工事</p> <p>(14) (17) (略)</p> <p>(18) (1)から(17)までに類する無線設備の変更の工事であつて、総務大臣が別に告示するもの</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 (同上)</p> <p>(1) (12) (略)</p> <p>(13) (16) (略)</p> <p>(17) (1)から(16)までに類する無線設備の変更の工事であつて、総務大臣が別に告示するもの</p>
<p>別表第四号の二(第39条関係)</p> <p>第2 法第10条第2項、第18条第2項及び第73条第3項により検査の一部を省略した場合の検査結果通知書の様式</p> <p style="text-align: center;">無線局検査結果通知書 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>別表第四号の二(第39条関係)</p> <p>第2 法第10条第2項、第18条第2項及び第73条第3項により検査の一部を省略した場合の検査結果通知書の様式</p> <p style="text-align: center;">無線局検査結果通知書 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

注 (略)

注 (略)

注 無線検査簿の備付けを要する無線局にあつては、無線検査簿に貼付してください。